

理事会規程

第1条〔目的〕

本規程は、Jリーグ規約第4条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という。）理事会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔開催〕

- (1) 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。
- (2) 通常理事会は、原則として毎月1回開催する。
- (3) 臨時理事会は、随時、必要に応じて開催する。
- (4) 理事会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

第3条〔構成〕

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第4条〔役員を選任・任期等〕

- (1) 理事および監事を役員といい、役員は総会において選任する。なお、役員候補者の選考手続きは、理事会が別途定める「役員候補者選考委員会規程」によるものとする。
- (2) 理事会が理事の選任議案を総会に付議するにあたり、理事長（以下「チェアマン」という。）の候補者を指定した場合には、招集通知にその旨を記載する。
- (3) 役員は、就任する年の4月1日現在で、満65歳未満でなければならない。
- (4) 役員の任期は、定款第25条に定めるとおりとし、再任を妨げない。ただし、チェアマンの任期は通算4期までとする。
- (5) 第21条の規定にかかわらず、前4項の変更は、理事会の決議のほか、総会の承認に基づきこれを行うものとする。

第5条〔招集権者〕

- (1) 理事会はチェアマンが招集する。ただし、チェアマンが欠けたときまたはチェアマンに事故があるときは、理事会にてあらかじめ定めた順序に従い、他の理事が招集することができる。
- (2) 前項により現に招集権を持たない理事は、同項により現に招集権を持つ者に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができる。

る。当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
- (4) 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第100条に規定する場合において、必要があると認めるときは、第1項により現に招集権を持つ者に対して、理事会の招集を請求することができる。当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした監事は、理事会を招集することができる。

第6条〔議長〕

- (1) 理事会の議長は、チェアマンがこれに当たる。ただし、チェアマンが欠けたときまたはチェアマンに事故があるときは、理事会にてあらかじめ定めた順序に従い他の理事が議長となる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の互選により定める。

第7条〔権限〕

- (1) 理事会は、本規程別表に定める、この法人の重要な業務執行に関する事項を決議する。
- (2) 理事会は、理事および執行役員の職務の執行を監督するとともにチェアマンの選定および解職ならびに執行役員の選任および解任を行う。

第8条〔招集通知〕

- (1) 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各理事および各監事に対して通知を発しなければならない。
- (2) 理事会を招集する者は、前項の書面による通知に代えて、理事および監事の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第9条〔定足数および決議要件〕

理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第10条〔決議の省略〕

理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意

思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。
ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

第 11 条〔報告の省略〕

- (1) 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- (2) 前項の規定は、第 19 条第 1 項の規定による報告には適用しない。

第 12 条〔監事の出席〕

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第 13 条〔特任理事の出席〕

特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

第 14 条〔関係者の出席〕

議長は、必要に応じて議案に関係ある者を理事会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第 15 条〔議事録〕

法令で定めるところにより作成された理事会の議事録には、出席した代表理事および監事が記名押印し、またはこれに代わる電磁的処理を施す。

第 16 条〔議事録の配布〕

議長は、欠席した理事および監事に対し、遅滞なく、議事録の写しおよび資料を配布して、議事の経過およびその結果を報告するものとする。

第 17 条〔理事の取引の承認〕

- (1) 理事が定款第 28 条に規定するいずれかの取引をしようとする場合は、当該理事は当該取引につき次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
 - ① 取引をする理由
 - ② 取引の内容
 - ③ 取引の相手方・金額・時期・場所
 - ④ 取引がこの法人の利益を害するものではないことを示す参考資料
 - ⑤ その他必要事項
- (2) 当該理事は、前項に規定する事項について変更しようとする場合は、事前に理事会の承認を得なければならない。

第 18 条〔責任の免除〕

- (1) 理事会は、役員が法人法第 111 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得

た額を限度として、免除することができる。

- (2) 理事が前項の規定に基づき理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならない。
- (3) 理事会が第1項の規定に基づき同項の責任を免除する旨の決議を行ったときは、チェアマンは、遅滞なく法人法第113条第2項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に異議を述べるべき旨を会員に通知しなければならない。
- (4) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員が、前項の期間内に前項に規定する異議を述べたときは、理事会は第1項の定めに基づく免除をすることができない。
- (5) この法人は、理事会の決議によって、非業務執行理事等との間で、法令に定める要件に該当する場合には第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第19条〔報告事項〕

- (1) チェアマンおよび執行役員は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (2) 監事は、理事が不正の行為をもししくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告しなければならない。
- (3) 理事が第17条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第20条〔理事会に関する事務〕

理事会に関する事務は、チェアマンの指定するこの法人の担当部門の責任者が統括する。

第21条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第22条〔施行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改正〕

2013年1月22日

2014年1月21日

2015年1月20日

2016年1月19日

2017年1月25日

2017年8月10日

2018 年 1 月 30 日
2019 年 1 月 24 日
2020 年 1 月 30 日
2020 年 11 月 17 日
2021 年 1 月 1 日
2021 年 5 月 27 日
2022 年 1 月 1 日
2022 年 1 月 31 日
2022 年 2 月 28 日
2023 年 1 月 1 日
2023 年 2 月 22 日
2024 年 1 月 1 日

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2024年1月1日版

項 目	決 裁	社 員 総 会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案	
							責 任 者	担 当 者
I. 全般								
I-1. 経営								
I-1-(1)	経営基本方針の決定、変更		●	○			チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-1-(2)	中期経営計画の決定、変更		●	○			チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-1-(3)	年度予算、修正予算、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類の承認	社員総会	●	●	○		チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-1-(4)	決算（貸借対照表、損益計算書、財産目録）の承認	社員総会	●	●	○		チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-1-(5)-①	事業計画の承認	社員総会	●	●	○		チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-1-(5)-②	事業報告の承認	理事会	△	●	○		チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-1-(6)	特定費用準備資金等の保有、管理、取崩し	理事会	△	●	○		チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-1-(7)	新規事業に関する事項	理事会		●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-1-(8)	出資、資本参加の決定	理事会		●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(9)	事業の譲り受けおよび譲渡の決定	理事会		●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-1-(10)	重要な契約の締結および解約（本決裁権限一覧の類型に該当しないもの）	理事会		●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-1-(11)	他団体との業務提携	理事会		●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(12)	解散および残余財産の処分	社員総会	●	●	○		チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-1-(13)	理事、執行役員の競業、利益相反取引							
I-1-(13)-①	理事、執行役員の競業、利益相反取引の承認	理事会		●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(13)-②	理事、執行役員の競業、利益相反取引実施に関する重要な事実の報告	理事会		△	△	△	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(14)	理事の競業、利益相反取引のおそれのある他団体役員等の就任および退任	理事会		●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(15)	その他団体役員等の就任および退任							
I-1-(15)-①	常勤理事	経営会議			●	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(15)-②	執行役員	経営会議			●	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(16)	諸団体への加入、脱退							
I-1-(16)-①	議決権を有す諸団体への加入、脱退	理事会		●	○	○	所管執行役員	所管本部長
I-1-(16)-②	議決権を有しない諸団体への加入、脱退（賛助会員等）	チェアマン				●	所管執行役員	所管本部長
I-1-(17)	他法人の株主としての権利（剰余金配当請求権、残余財産分配請求権、議決権等）、諸団体の議決権行使に関する事項							
I-1-(17)-①	株式保有比率、議決権行使比率が1/3以上の他法人、諸団体に関する事項	理事会		●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(17)-②	株式保有比率、議決権行使比率が1/3未満の他法人、諸団体に関する事項	経営会議			●	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(18)	会議体の議題、議案、招集手続							
I-1-(18)-①	社員総会	理事会		●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(18)-②	理事会	チェアマン				●	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(18)-③	実行委員会	チェアマン				●	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2. 組織								
I-2-(1)	会員							
I-2-(1)-①	入会の基準ならびに入会金および会費の額	社員総会	●	●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(1)-②	正会員、特別会員または賛助会員の入会	理事会		●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(1)-③	会員の除名	社員総会	●	●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(1)-④	名誉会員の選任	社員総会	●	●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(2)	重要な組織の設置、変更および廃止							
I-2-(2)-①	本部の設置、変更および廃止	理事会		●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(2)-②	その他重要な委員会等の設置	理事会		●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(3)	その他の組織、会議、プロジェクトの設置および廃止							
I-2-(3)-①	部、室の設置および廃止、業務分掌定義	チェアマン				●	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(3)-②	部、室を横断するプロジェクトの設置および廃止	チェアマン				●	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(4)	定款、規約等で定められた者の選任および解任等							
I-2-(4)-①	理事、監事の選任および解任	社員総会	●	●			役員指名報酬委員会	経営基盤担当執行役員
I-2-(4)-②	代表理事（チェアマン）の選定および解職	理事会		●	○		役員指名報酬委員会	経営基盤担当執行役員
I-2-(4)-③	特任理事の選任および解任	理事会		●	○		チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-2-(4)-④	執行役員の選任および解任	理事会		●	○	○	チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-2-(4)-⑤	実行委員の選任および変更	経営会議			●	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(5)	その他委員等の選任および解任							
I-2-(5)-①	裁定委員	理事会		●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(5)-②	規律委員	理事会		●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(5)-③	役員指名報酬委員	理事会		●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(5)-④	各種専門委員	チェアマン				●	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(5)-⑤	参与	経営基盤担当執行役員				●	経営基盤本部長	総務企画部長
I-2-(5)-⑥	その他の重要な使用人	理事会		●	○		チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-2-(6)	執行役員の担当業務の決定、変更	理事会		●	○		チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-2-(7)	各役職層の権限の決定、変更	チェアマン				●	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3. 人事・労務								
I-3-(1)	人事に関する事項							
I-3-(1)-①	採用計画（要員計画）	チェアマン				●	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3-(1)-②	人事採用							
I-3-(1)-②-1	管理職	経営基盤担当執行役員				●	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(1)-②-2	職員	経営基盤担当執行役員				●	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(1)-②-3	契約職員（業務委託）	所管執行役員				●	所管本部長	所管部長
I-3-(1)-②-4	派遣	所管執行役員				●	所管本部長	所管部長
I-3-(1)-②-5	アルバイト	所管執行役員				●	所管本部長	所管部長
I-3-(1)-③	人事考課							
I-3-(1)-③-1	管理職	経営基盤担当執行役員				●	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(1)-③-2	職員	経営基盤担当執行役員				●	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(1)-④	職員の昇降格、異動	チェアマン				●	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3-(1)-⑤	職員の出向、受け入れ	チェアマン				●	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3-(1)-⑥	職員の表彰、懲戒	チェアマン				●	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3-(2)	労務に関する事項							
I-3-(2)-①	教育、研修	所管執行役員				●	所管本部長	所管部長
I-3-(2)-②	福利厚生等の企画、実施	所管執行役員				●	所管本部長	所管部長
I-3-(3)	報酬、給与、退職金、賞与に関する事項							
I-3-(3)-①	理事の報酬総額	社員総会	●	●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3-(3)-②	監事の報酬総額	社員総会	●	●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3-(3)-③	常勤理事の報酬	理事会		●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3-(3)-④	常勤理事の退職慰労金	社員総会	●	●	○	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3-(3)-⑤	職員に関する事項	経営基盤担当執行役員				●	経営基盤本部長	人事部長

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2024年1月1日版

項 目	決 裁	社 員 総 会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案		
							責 任 者	担 当 者	
I-4. 経理・財務									
I-4-(1)	重要な会計方針の変更		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長	
I-4-(2)	借入（担保差入を含む）		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長	
I-4-(3)	有価証券（MMF等の元本割れリスクが低い商品を除く）の運用		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長	
I-4-(4)	滞留債権の処理		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長	
I-4-(5)	キャッシュフロー管理、運用（為替予約、グループ内貸借含む）					●	経営基盤本部長	財務経理部長	
I-4-(6)	会計単位の設置、変更					●	経営基盤本部長	財務経理部長	
I-4-(7)	金融機関との取引開始、廃止					●	経営基盤本部長	財務経理部長	
I-4-(8)	与信限度の設定					●	経営基盤本部長	財務経理部長	
I-5. 総務									
I-5-(1)	社内重要行事の計画				●		所管執行役員	所管本部長	
I-5-(2)	社内重要行事の実施					●	所管本部長	所管部長	
I-5-(3)	共催、後援、協力、協賛、寄付、助成（金品、物品）								
I-5-(3)-①	支払先1件当たり	1,000万円以上		●	○	○	所管執行役員	所管本部長	
I-5-(3)-②	支払先1件当たり	1,000万円未満			●	○	所管執行役員	所管本部長	
I-5-(4)	共催、後援、協力、協賛、寄付（名義使用）					●	所管執行役員	所管本部長	
I-5-(5)	寄付金等の募集・受領について								
I-5-(5)-①	一般寄付金の新設					●	所管執行役員	所管本部長	
I-5-(5)-②	特定寄付金の新設					●	所管執行役員	所管本部長	
I-5-(5)-③	特別寄付金の新設								
I-5-(5)-③-1	資金使途や管理運用に条件が付される、または何らかの負担を負う場合			●	○	○	所管執行役員	所管本部長	
I-5-(5)-③-2	上記以外の場合					●	所管執行役員	所管本部長	
I-5-(5)-④	決裁を受けた寄付金の募集実施					●	所管本部長	所管部長	
I-5-(6)	助成金、補助金等の申請・受領について				△	△	●	所管執行役員	所管本部長
I-5-(7)	印章の調製、廃止						●	経営基盤本部長	総務企画部長
I-5-(8)	諸規程の制定、改廃								
I-5-(8)-①	定款、役員の報酬および費用に関する規程	●	●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長	
I-5-(8)-②	規約		●	○	○		所管執行役員	所管本部長	
I-5-(8)-③	規程、細則、内規、ガイドライン（明文規定のあるものは当該規定に従う）			●	○		所管執行役員	所管本部長	
I-5-(9)	他団体からの表彰に対するJリーグからの推薦					●	所管執行役員	所管本部長	
I-5-(10)	諸調査、鑑定								
I-5-(10)-①	支払先1件当たり	1億円以上		●	○	○	所管執行役員	所管本部長	
I-5-(10)-②	支払先1件当たり	1億円未満			●	○	所管執行役員	所管本部長	
I-5-(10)-③	支払先1件当たり	5,000万円未満				●	所管本部長	所管部長	
I-5-(11)	業務委託、コンサルティング契約								
I-5-(11)-①	支払先1件当たり	1億円以上		●	○	○	所管執行役員	所管本部長	
I-5-(11)-②	支払先1件当たり	1億円未満			●	○	所管執行役員	所管本部長	
I-5-(11)-③	支払先1件当たり	5,000万円未満				●	所管本部長	所管部長	
I-5-(12)	保守、メンテナンス契約								
I-5-(12)-①	支払先1件当たり	1億円以上		●	○	○	所管執行役員	所管本部長	
I-5-(12)-②	支払先1件当たり	1億円未満			●	○	所管執行役員	所管本部長	
I-5-(12)-③	支払先1件当たり	5,000万円未満				●	所管本部長	所管部長	
I-6. 資産の得喪等									
I-6-(1)	有形固定資産の購入、売却、交換（リース契約を含む）								
I-6-(1)-①	1件当たり	1億円以上		●	○	○	所管執行役員	所管本部長	
I-6-(1)-②	1件当たり	1億円未満			●	○	所管執行役員	所管本部長	
I-6-(1)-③	1件当たり	3,000万円未満				●	所管本部長	所管部長	
I-6-(2)	有形固定資産の増改築、補修								
I-6-(2)-①	1件当たり	1億円以上		●	○	○	所管執行役員	所管本部長	
I-6-(2)-②	1件当たり	1億円未満			●	○	所管執行役員	所管本部長	
I-6-(2)-③	1件当たり	3,000万円未満				●	所管本部長	所管部長	
I-6-(3)	無形固定資産の得喪 （知的財産権取得を除く。知的財産権の取得に関しては項目10参照）								
I-6-(3)-①	1件当たり	1億円以上		●	○	○	所管執行役員	所管本部長	
I-6-(3)-②	1件当たり	1億円未満			●	○	所管執行役員	所管本部長	
I-6-(3)-③	1件当たり	3,000万円未満				●	所管本部長	所管部長	
I-6-(4)	固定資産の廃棄								
I-6-(4)-①	1件当たり	1億円以上		●	○	○	所管執行役員	所管本部長	
I-6-(4)-②	1件当たり	1億円未満			●	○	所管執行役員	所管本部長	
I-6-(4)-③	1件当たり	3,000万円未満				●	所管本部長	所管部長	
I-6-(5)	固定資産の賃借								
I-6-(5)-①	事業所等、重要な資産の賃借								
I-6-(5)-①-1	1件当たり	1億円以上		●	○	○	所管執行役員	所管本部長	
I-6-(5)-①-2	1件当たり	1億円未満			●	○	所管執行役員	所管本部長	
I-6-(5)-①-3	1件当たり	3,000万円未満				●	所管本部長	所管部長	
I-6-(5)-②	その他資産の賃借					●	所管本部長	所管部長	
I-7. 情報システム									
I-7-(1)	基本構設計画および基本運営方針の決定、変更		●	○	○		所管執行役員	所管本部長	
I-7-(2)	開発費用の支出（拡張開発仕様変更を含む）								
I-7-(2)-①	1件当たり	1億円以上		●	○	○	所管執行役員	所管本部長	
I-7-(2)-②	1件当たり	1億円未満			●	○	所管執行役員	所管本部長	
I-7-(2)-③	1件当たり	3,000万円未満				●	所管本部長	所管部長	
I-7-(3)	業務委託費用の支出								
I-7-(3)-①	1件当たり	1億円以上		●	○	○	所管執行役員	所管本部長	
I-7-(3)-②	1件当たり	1億円未満			●	○	所管執行役員	所管本部長	
I-7-(3)-③	1件当たり	3,000万円未満				●	所管本部長	所管部長	
I-7-(4)	運用（利用料含む）、保守費用の支出								
I-7-(4)-①	1件当たり	1億円以上		●	○	○	所管執行役員	所管本部長	
I-7-(4)-②	1件当たり	1億円未満			●	○	所管執行役員	所管本部長	
I-7-(4)-③	1件当たり	3,000万円未満				●	所管本部長	所管部長	
I-7-(5)	クラブの運営、事業に係る情報システムに関する事項			●	○		所管執行役員	所管本部長	

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2024年1月1日版

項 目	決 裁	社 員 総 会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案	
							責 任 者	担 当 者
I-8. 経費								
I-8-(1) 出張旅費								
I-8-(1)-① 同一目的、支払先 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(1)-② 1件当たり 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(1)-③ 1,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-8-(2) 交際費、会議費								
I-8-(2)-① 同一目的、支払先 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(2)-② 1件当たり 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(2)-③ 1,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-8-(3) 一般経費（管理費）								
I-8-(3)-① 同一目的、支払先 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(3)-② 1件当たり 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(3)-③ 1,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-8-(4) 予算外経費（予備費）の支出								
I-8-(4)-① 同一目的、支払先 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(4)-② 1件当たり 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(4)-③ 1,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-8-(5) 既出項目以外の経費								
I-8-(5)-① 同一目的、支払先 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(5)-② 1件当たり 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(5)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-9. 法務								
I-9-(1) 法務に関する事項								
I-9-(1)-① 重要な訴訟に関する事項	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-9-(1)-② その他の訴訟に関する事項	経営基盤担当執行役員					●	経営基盤本部長	法務・コンプライアンス部長
I-9-(2) 契約に関する事項								
I-9-(2)-① 契約の捺印に関する事項	法務・コンプライアンス部長						所管部長	担当責任者
I-9-(2)-② 基本契約、個別契約、機密事項契約等押印の必要な書類への押印	法務・コンプライアンス部長						所管部長	担当責任者
I-9-(2)-③ 本決裁権限一覧の類型に該当しない、重要でない契約の締結に関する事項	法務・コンプライアンス部長						所管部長	担当責任者
I-10. 広報／ブランディング／プロモーション								
I-10-(1) 商標（図形・文字）の新規制作、変更								
I-10-(1)-① 商標登録を伴う商標の新規制作、変更	経営会議			●	○		事業マーケ担当執行役員	事業マーケティング本部長
I-10-(1)-② 商標登録を伴わない商標の新規制作、変更	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	プロモーション部長
I-10-(1)-③ 商標登録の更新・区分追加・削除	所管執行役員					●	事業マーケティング本部長	プロモーション部長
I-10-(2) デザイン、コピーの新規制作								
I-10-(2)-① 各種告知物のデザイン、コピーの新規制作	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-10-(2)-② 各種出版物のデザインに関する事項	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-10-(2)-③ 各種デジタルコンテンツのデザインに関する事項	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-10-(2)-④ 各種映像コンテンツ、グラフィックのデザインに関する事項	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-10-(2)-⑤ 各種商品（販売、無償を問わず）のデザインに関する事項	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-10-(3) プロモーション、イベント、番組、番宣、販促物等の実施、制作								
I-10-(3)-① 年間計画	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-10-(3)-② 実施内容および制作内容の決定	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-10-(3)-③ 実施報告	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2024年1月1日版

項 目	決 裁	社 員 総 会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案	
							責 任 者	担 当 者
II. フットボール・クラブライセンス								
II-1. クラブライセンス制度								
II-1-(1) クラブライセンス交付規則、規定の制定および改廃								
II-1-(1)-① J1・J2クラブライセンス交付規則	社員総会	●	●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1-(1)-② J1・J2クラブライセンス運用細則、制度関連規定	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1-(1)-③ J3クラブライセンス交付規則	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1-(1)-④ Jリーグ百年構想クラブ規程	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1-(2) ライセンスの交付判定								
II-1-(2)-① AFCライセンス交付の決定、取消し	FIB/AB		△	△	△	△	経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1-(2)-② J1クラブライセンス交付の決定、取消し	FIB/AB		△	△	△	△	経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1-(2)-③ J2クラブライセンス交付の決定、取消し	FIB/AB		△	△	△	△	経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1-(2)-④ J3クラブライセンス交付の決定、取消し	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1-(2)-⑤ ライセンス交付、取消しに関する特例措置	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1-(2)-⑥ Jリーグ入会（J3会員）の審査	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1-(2)-⑦ Jリーグ百年構想クラブの認定、脱退	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1-(3) ライセンス不交付、取消しが発生した場合の当該クラブへの措置	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1-(4) ライセンス審査機関、審査員（ライセンサー）の任命および解任								
II-1-(4)-① クラブライセンス交付第一審機関（FIB）の議長および構成員	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1-(4)-② クラブライセンス交付上訴機関（AB）の議長および構成員	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1-(4)-③ ライセンス評価チーム	経営会議			●	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
II-1-(4)-④ ライセンスマネージャー（LM）	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	-
II-2. クラブ								
II-2-(1) クラブへの融資、災害時補填に関する事項								
II-2-(1)-① リーグ戦安定開催融資の決定	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
II-2-(1)-② リーグ戦安定開催融資時の当該クラブに対する管理内容の決定	経営会議			●	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
II-2-(1)-③ 大規模災害時補填実行の可否、金額の決定	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
II-2-(2) クラブ法人名の変更	経営会議			●	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
II-2-(3) クラブプロパティ（チーム名、ロゴ、マーク、マスコット、エンブレム、意匠、商標他）の新規作成・変更	経営会議			●	○		事業マーケ担当執行役員	事業マーケティング本部長
II-2-(4) ホームタウンの追加、変更	経営会議			●	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
II-2-(5) クラブ向け助成金、補助金、費用補填制度に関する事項								
II-2-(5)-① 制度の新設、重要な変更、廃止	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
II-2-(5)-② 制度の支給金額、支給方法、時期、受領資格等の決定、変更	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
II-2-(5)-③ 制度の支給決定（明文規定がある場合はそれに従う）	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
II-2-(6) クラブ株主の適正性の承認								
II-2-(6)-① 総株主の議決権の15%以上の議決権を有する株主が新たに発生する場合	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
II-2-(6)-② 総株主の議決権に占める当該株主の議決権比率が1/3を超える場合	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
II-2-(6)-③ 総株主の議決権に占める当該株主の議決権比率が50%を超える場合	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
II-3. 競技・運営								
II-3-(1) 大会方式の決定、変更								
II-3-(1)-① 重要な事項に関する決定、変更	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
II-3-(1)-② その他事項に関する決定、変更	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
II-3-(2) 試合実施要項の決定、変更								
II-3-(2)-① 重要な事項に関する決定、変更	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
II-3-(2)-② その他事項に関する決定、変更	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
II-3-(3) 開催可能スタジアムの決定	経営会議			●	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-3-(4) 公式試合の日程の決定								
II-3-(4)-① 試合日程の決定	経営会議			●	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-3-(4)-② 試合日程の変更	チェアマン				●		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-3-(5) 中止試合の代替試合等								
II-3-(5)-① キックオフ前中止試合の代替開催日、場所の決定	チェアマン				●		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-3-(5)-② キックオフ後中止試合の取扱いの決定	チェアマン				●		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-3-(5)-③ いずれかまたは双方のチームの責に帰すべき事由による中止試合の取扱いの決定	チェアマン				●		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-3-(5)-④ 最終節開催日以降の開催の決定	チェアマン				●		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-3-(6) 中止試合のみなし開催	チェアマン				●		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-3-(7) マッチコミッショナーの選任	経営会議			●	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-3-(8) 非公式試合の開催								
II-3-(8)-① 有料試合（プレシーズンマッチ）	フットボール担当執行役員					●	フットボール本部長	競技運営部長
II-3-(8)-② Jリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカー、その他スポーツの試合または興行等へのJクラブ、選手、監督およびコーチの参加	フットボール担当執行役員					●	フットボール本部長	競技運営部長
II-3-(8)-③ 救済試合、慈善試合の開催	経営会議			●	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-3-(8)-④ 引退試合の開催	フットボール担当執行役員					●	フットボール本部長	競技運営部長
II-3-(9) 表彰								
II-3-(9)-① 功労者表彰	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
II-3-(9)-② 特別表彰	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
II-3-(9)-③ 功労金受領資格者	フットボール担当執行役員					●	フットボール本部長	競技運営部長
II-3-(10) 懲罰（競技および競技会に関するもの以外の違反行為）								
II-3-(10)-① 懲罰内容の決定	チェアマン				●		所管執行役員	所管本部長／ コンプライアンス・オフィサー（正）
II-4. 選手および指導者育成・強化								
II-4-(1) 育成、強化に関する事項								
II-4-(1)-① 重要な戦略、方針等に関する決定、変更	理事会		●	○	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-4-(1)-② その他方針等の決定、変更	経営会議			●	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-4-(2) 選手会、選手OB会、労使協議会に関する事項								
II-4-(2)-① 重要な戦略、方針等に関する決定、変更	理事会		●	○	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-4-(2)-② その他方針等の決定、変更	経営会議			●	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-4-(2)-③ その他活動に関する決定、変更	フットボール担当執行役員					●	フットボール本部長	競技運営部長
II-5. リーグ運営機構								
II-5-(1) リーグ構造（カテゴリー、クラブ数）に関する事項	理事会		●	○	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-5-(2) 昇降格枠の変更	理事会		●	○	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-5-(3) シーズン制に関する事項	理事会		●	○	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
II-5-(4) 海外リーグとの提携に関する事項	理事会		●	○	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2024年1月1日版

項 目	決 裁	社 員 総 会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案	
							責 任 者	担 当 者
Ⅲ. 付随事業								
Ⅲ-1. 付随事業全般								
Ⅲ-1-(1) 事業単位もしくは事業の主要機能についての業務委託の決定および変更	理事会		●	○			チェアマン	所管執行役員
Ⅲ-1-(2) 本表2~11以外の付随事業実施の決定	理事会		●	○			チェアマン	所管執行役員
Ⅲ-1-(3) Jリーグ配分金に関する事項								
Ⅲ-1-(3)-① 各事業に基づく収入の配分割合の作成、変更	理事会		●	○			チェアマン	所管執行役員
Ⅲ-1-(3)-② 配分金の種類、金額の策定	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅲ-1-(3)-③ 配分金受領資格要件の審査と配分金支給の承認	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅲ-1-(3)-④ 配分金支給金額、支給方法、時期、受領資格の決定	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅲ-1-(3)-⑤ 理念強化配分金審査委員の選任	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅲ-1-(3)-⑥ 理念強化配分金活用実績の審査	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅲ-2a. パートナー事業								
Ⅲ-2a-(1) パートナー事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2a-(1)-① パートナーカテゴリー（タイトルパートナー、トップパートナー等）の決定、変更	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅲ-2a-(1)-② パートナー単位の基本条件の決定（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅲ-2a-(1)-③ パートナーシップの締結に関する方針の決定（直接、間接/個別、包括）	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅲ-2a-(2) パートナー契約の締結（新規/継続）（相手先、基本条件からの変更有無）								
Ⅲ-2a-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅲ-2a-(2)-② (金額相当を含む) 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅲ-2a-(2)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
Ⅲ-2a-(3) パートナー契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
Ⅲ-2a-(4) パートナー契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2a-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
Ⅲ-2a-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
Ⅲ-2a-(5) その他パートナー事業に関する事項	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
Ⅲ-2b. 商品化事業								
Ⅲ-2b-(1) 商品化事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2b-(1)-① 商品化権の対象となるカテゴリーの決定、変更	理事会		●	○	○		事業マーケ担当執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2b-(1)-② カテゴリー単位の基本条件の決定（対象商品、料率、期間、その他権利義務）	理事会		●	○	○		事業マーケ担当執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2b-(1)-③ 商品化権の販売、許諾方針の決定	理事会		●	○	○		事業マーケ担当執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2b-(1)-④ 商品化に関するルール、運用細則の作成、変更	理事会		●	○	○		事業マーケ担当執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2b-(2) 商品化契約の締結（新規/継続）（相手先、基本条件からの変更）								
Ⅲ-2b-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		事業マーケ担当執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2b-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○		事業マーケ担当執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2b-(2)-③ 5,000万円未満	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2b-(3) 商品化契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2b-(4) 商品化契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2b-(4)-① 商品化権の第三者許諾	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2b-(4)-② 業務委託（相手先、条件等）	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2b-(4)-③ その他（許諾権利、履行義務の運用等）	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2b-(5) その他商品化事業に関する事項	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c. ライセンス事業								
Ⅲ-2c-(1) ライセンス事業の戦略、方針の決定、変更	理事会		●	○	○		事業マーケ担当執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2c-(2) ライセンス契約の締結（新規/継続）（相手先、基本条件からの変更）								
Ⅲ-2c-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		事業マーケ担当執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2c-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○		事業マーケ担当執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2c-(2)-③ 5,000万円未満	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c-(3) ライセンス契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c-(4) ライセンス契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2c-(4)-① ライセンスの第三者許諾	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c-(4)-② 業務委託（相手先、条件等）	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c-(4)-③ その他（許諾権利、履行義務の運用等）	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c-(5) その他ライセンス事業に関する事項	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2d. 公衆送信権（放映権）事業【国内/海外】								
Ⅲ-2d-(1) 公衆送信権（放映権）事業【国内/海外】の戦略、方針の決定、変更								
Ⅲ-2d-(1)-① セールスパッケージの決定、変更（チャンネル、送信映像種類他）	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅲ-2d-(1)-② 公衆送信権（放映権）の販売、許諾方針の決定	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅲ-2d-(2) 公衆送信権（放映権）契約の締結								
Ⅲ-2d-(2)-① 公式試合の公衆送信権（放映権）契約の締結	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅲ-2d-(2)-② 公式試合以外の公衆送信権（放映権）契約の締結	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅲ-2d-(3) 公衆送信権（放映権）契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
Ⅲ-2d-(4) 公衆送信権（放映権）契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2d-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
Ⅲ-2d-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
Ⅲ-2d-(5) その他公衆送信権（放映権）事業に関する事項	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
Ⅲ-2e. 海外事業								
Ⅲ-2e-(1) 海外事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2e-(1)-① 海外事業の戦略、方針の決定	理事会		●	○	○		海外事業担当執行役員	海外事業部長
Ⅲ-2e-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○		海外事業担当執行役員	海外事業部長
Ⅲ-2e-(2) 海外事業に係る契約の締結								
Ⅲ-2e-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○			
Ⅲ-2e-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○		海外事業担当執行役員	海外事業部長
Ⅲ-2e-(2)-③ 5,000万円未満	海外事業担当執行役員					●	海外事業部長	担当責任者
Ⅲ-2e-(3) 海外事業に係る契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	海外事業担当執行役員					●	海外事業部長	担当責任者
Ⅲ-2e-(4) 海外事業に係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2e-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	海外事業担当執行役員					●	海外事業部長	担当責任者
Ⅲ-2e-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	海外事業担当執行役員					●	海外事業部長	担当責任者
Ⅲ-2e-(5) その他海外事業に関する事項	海外事業担当執行役員					●	海外事業部長	担当責任者
Ⅲ-2f. 公式映像制作事業								
Ⅲ-2f-(1) 公式映像制作事業の戦略、方針の決定、変更	理事会		●	○	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2f-(2) 公式映像制作業務の実施に関する事項								
Ⅲ-2f-(2)-① 業務委託（相手先、条件等）	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2f-(2)-② その他業務遂行に関する事項	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2f-(3) その他公式映像制作事業に関する事項	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2024年1月1日版

項 目	決 裁	社 員 総 会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案	
							責 任 者	担 当 者
Ⅲ-2g. デジタルプラットフォーム事業								
Ⅲ-2g-(1) デジタルプラットフォーム事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2g-(1)-① デジタルプラットフォーム事業の戦略、方針	理事会		●	○	○		事業マーケ担当執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2g-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○		事業マーケ担当執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2g-(2) デジタルプラットフォームに関する契約の締結								
Ⅲ-2g-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		事業マーケ担当執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2g-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○		事業マーケ担当執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅲ-2g-(2)-③ 5,000万円未満	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	マーケティング部長
Ⅲ-2g-(3) デジタルプラットフォームに係る契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	マーケティング部長
Ⅲ-2g-(4) デジタルプラットフォームに係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2g-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	マーケティング部長
Ⅲ-2g-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	マーケティング部長
Ⅲ-2g-(5) その他デジタルプラットフォーム事業に関する事項	事業マーケ担当執行役員					●	事業マーケティング本部長	マーケティング部長
Ⅲ-2h. 映像二次利用事業								
Ⅲ-2h-(1) 映像二次利用事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2h-(1)-① 映像二次利用事業の戦略、方針の決定	理事会		●	○	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2h-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2h-(2) 映像二次利用事業に関する契約の締結								
Ⅲ-2h-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2h-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2h-(2)-③ 5,000万円未満	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2h-(3) 映像二次利用事業に係る契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2h-(4) 映像二次利用事業に係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2h-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2h-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2h-(5) その他映像二次利用事業に関する事項	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2i. 静止画事業								
Ⅲ-2i-(1) 静止画事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2i-(1)-① 静止画事業の戦略、方針の決定	理事会		●	○	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2i-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2i-(2) 静止画事業に係る契約の締結								
Ⅲ-2i-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2i-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2i-(2)-③ 5,000万円未満	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2i-(3) 静止画事業に係る契約の締結に向けた詳細手続き	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2i-(4) 静止画事業に係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2i-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2i-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2i-(5) その他静止画事業に関する事項	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2j. 競技系データ事業								
Ⅲ-2j-(1) 競技系データ事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2j-(1)-① 競技系データ事業の戦略、方針の決定	理事会		●	○	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2j-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2j-(2) 競技系データ事業に係る契約の締結								
Ⅲ-2j-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2j-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2j-(2)-③ 5,000万円未満	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2j-(3) 競技系データ事業に係る契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2j-(4) 競技系データ事業に係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2j-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2j-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2j-(5) その他競技系データ事業に関する事項	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2k. 用具認定・検定事業								
Ⅲ-2k-(1) サッカー用具の認定および検定に関する事業	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅲ-2l. [広報・出版に関する事業 ※I-10.に記載]								
Ⅲ-2m. サステナビリティ事業								
Ⅲ-2m-(1) サステナビリティ事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2m-(1)-① サステナビリティ事業の戦略、方針の決定	理事会		●	○	○		サステナビリティ領域担当執行役員	サステナビリティ部長
Ⅲ-2m-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○		サステナビリティ領域担当執行役員	サステナビリティ部長
Ⅲ-2m-(2) サステナビリティ事業に係る契約の締結								
Ⅲ-2m-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		サステナビリティ領域担当執行役員	サステナビリティ部長
Ⅲ-2m-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○		サステナビリティ領域担当執行役員	サステナビリティ部長
Ⅲ-2m-(2)-③ 5,000万円未満	サステナビリティ領域担当執行役員					●	サステナビリティ部長	担当責任者
Ⅲ-2m-(3) サステナビリティ事業に係る契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	サステナビリティ領域担当執行役員					●	サステナビリティ部長	担当責任者
Ⅲ-2m-(4) サステナビリティ事業に係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2m-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	サステナビリティ領域担当執行役員					●	サステナビリティ部長	担当責任者
Ⅲ-2m-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	サステナビリティ領域担当執行役員					●	サステナビリティ部長	担当責任者
Ⅲ-2m-(5) その他サステナビリティ事業に関する事項	サステナビリティ領域担当執行役員					●	サステナビリティ部長	担当責任者
Ⅳ. その他								
Ⅳ-1-(1) 総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項	社員総会	●	●	○	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅳ-1-(2) 定款、Jリーグ規約その他の諸規程に定められた事項およびこの法人の重要な業務執行に関する事項	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅳ-1-(3) その他業務執行上の報告に関する事項	チェアマン		△	△	●		所管執行役員	所管本部長